

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		与野本町デイサービスセンターの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市与野本町デイサービスセンター条例
条 項		第6条、第7条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、条例第2条第1項第1号に掲げる者（老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者）でセンターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</li> <li>・市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理上支障があるとき</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反するとき</li> </ul> </li> </ul>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成30年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		